

潟上陸上チーム 規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

このチームの名称は、『潟上陸上チーム（以下「本チーム」とする）』と称する。

第2条 (目的)

本チームは、陸上を通じて会員の心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

第3条 (活動内容)

本チームは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 活動日は、土曜日・日曜日・祝日のいずれかとし、活動時間は、3時間程度とする。
- (2) 会員の自主性を尊重し、発達段階に応じた無理のない練習計画のもとに活動する。
- (3) 潟上市中学校部活動運営方針を踏まえた活動とする。
- (4) その他、チームの目的達成に必要な活動を行う。

第2章 会 員

第4条 (種別)

このチームの会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：原則、潟上市内の中学校に通う生徒とする。
- (2) 賛助会員：このチームの目的に賛同し、活動を支援する個人並びに団体とする。

第5条 (入会)

会員の入会については、理事長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第6条 (年会費及活動参加費)

会員は、理事会において別に定める年会費及び活動参加費を納入しなければならない。

第7条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 本人が中学校を卒業したとき。
- (4) 継続して6か月間にわたって会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

第8条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第9条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議を経て、除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) このチームの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

第10条 (役員)

本チームに次の役員をおく。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	1名
(3) 理事長	1名
(4) 理事	若干名
(5) 監事	2名

第11条 (役員の選出)

理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長は、理事の互選とする。

第12条 (役員の職務)

前条に定める役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長はクラブを代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 理事はクラブの運営方針等を協議し決定するなど、会務を執行する。
- 4 会計は会計事務を処理する。
- 5 監事は会計を監査する。

第13条 (役員の任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

2 役員に欠員が生じたときは、その都度選出を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

第14条 (顧問)

本チームに顧問をおくことができる。顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

2 顧問は、本チームの運営について会長の諮詢に応じる。

第4章 総会

第15条 (構成)

総会は、正会員保護者と本チーム役員、指導者及び事務局員をもって構成する。

第16条 (権限)

総会は、会長が招集し次の事項について審議する。

- (1) 事業報告及び収支決算について
- (2) 事業計画並びに収支予算について
- (3) 役員の選任について
- (4) 規約の制定及び改選について
- (5) その他、本クラブの運営に必要な事項について

第17条 (開催)

総会は、毎年1回以上開催する。

第18条 (招集)

総会は、会長がこれを招集し、その議長になる。

第 19 条（出席）

総会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第 20 条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

3 災害や感染等のどうしても対応できない不測の事態が生じた時は、理事会の決議に代えることができる。

第 5 章 理事会

第 21 条（構成）

理事会は、第 10 条に定める会長、副会長、理事と監事をもって構成する。

第 22 条（権限）

理事会は、会長が招集し次の事項について執行する。

- (1) 本チームの運営に関する事項
- (2) 年度の事業推進に関する事項
- (3) 本チームの指導者に関する事項

第 23 条（開催）

理事長が必要と認めたとき。

第 24 条（招集）

理事会は、理事長が招集し、その議長になる。

第 25 条（出席）

理事会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。

2 構成員が理事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は理事会に出席したものとみなす。

第 26 条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第 6 章 会計

第 27 条（経費）

本チームの経費は次のとおりとする。

- (1) 年会費
- (2) 活動参加費
- (3) 補助金
- (4) 賛助金及び寄付金

（5） その他

第 28 条（会計年度）

本チームの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事故の責任

第 29 条（事故の責任）

会員は本チームの活動に際して、傷害、盗難などの事故が起きた場合は自己責任とし、本チーム及び指導者に対して一切の損害賠償をしないものとする。

第 30 条（保険の加入）

本チーム活動に携わる全員に「スポーツ傷害保険」の加入を義務付ける。なお保険料は、会費をもってそれに充てる。

第 8 章 細則

第 31 条（細則）

本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、総会の決議によって隨時付則、改正することができる。

第 9 章 補則

この規約に定めるほか、このチームの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

本規約は、令和 7 年 8 月 9 日より施行する。

年会費及び活動参加費細則

第1 年会費

年会費は3,000円とし、入会初年度は入会月の属する月、翌年度は、毎年4月末日までに現金で納入する。ただし年度途中で入会を希望するものは年会費を入会と同時に納入しなければならない。特別の事情があると認められる場合、年会費を免除する。

第2 活動参加費

活動に参加する会員は活動参加費として、参加するごとに500円を現金で納入する。特別の事情があると認められる場合、活動参加費を免除する。

第3 年会費の返還

一旦、入金した会費は、返還しない。

第4 その他諸経費

遠征や行事等に係る諸経費については、別途集金する場合がある。

第5 納入方法

納入方法については、別に定める。

第6 施行日

本細則は、令和7年8月9日から施行する。

個人情報・肖像権の取り扱いについて

- 1) 会員の個人情報は、参加に係る通知や連絡、参加者名簿の作成を目的に使用します。
- 2) 会員の個人情報は、次のとおり共同利用します。

共同して利用される個人情報の項目	入会申込用紙に記入された情報
共同して利用する者の範囲	潟上市陸上競技協会 潟上陸上チーム
共同して利用する者の利用目的	1) に記載の目的
個人情報の管理責任者	潟上陸上チーム会長

- 3) 会員の個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なしに第三者に開示・提供されることはありません。
- 4) 練習風景や活動中に撮影された写真等については、潟上陸上チームの各種媒体や作成物（ホームページ、情報誌、オウンドメディア、SNS、報告書）情報発信サービスへ掲載があります。
- 5) 活動中の様子を写真で撮影することは可能ですが、ホームページやSNS等で個人が特定される公開はお控えください。また、動画の撮影はご遠慮ください。